

○環境省告示第二十五号

水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府令第二号）第一条の七第三項の規定に基づき、りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成十八年十月環境省告示第百三十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月三十一日

環境大臣 松本 龍

別表第一整理番号二の項中「四〇」を「三六」に改め、同項備考欄を次のように改める。

総面積が五〇㎡以上の豚房施設を有するものにあつては、第三欄の(1)の値は、四〇とする。

別表第一整理番号五の項中「肉製品製造業」を「部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業」に改め、同表整理番号一〇の項中「六・五」を「六」に改め、同表整理番号二二の項中「五」を「四・五」に改め、同表整理番号三八の項中「一二」を「九」に改め、同表整理番号四七の項中「三・五」を「三」に改め、同表整理番号一〇二の項中「二六・五」を「一六」に改め、同表整理番号一二二の項中「二三」を「一六」に改め、同表整理番号一三八の項、一三九の項及び一四二の項中「四」を「三・五」に改め、同表整理番号二〇二の項中「一七」を「一六」に改め、同表整理番号二〇四の項中「プリント回路製造業」を「電子回路製造業」に改め、同表整理番号二〇五の項中「電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。）」を

「電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）」、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業」に改める。

別表第二整理番号五の項中「肉製品製造業」を「部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業」に改め、同表整理番号二〇四の項中「プリント回路製造業」を「電子回路製造業」に改め、同表整理番号二〇五の項中「電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。）」を「電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）」、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業」に改める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から適用する。
- 2 都道府県知事が定める日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係る C_p 、 C_{p0} 及び C_{pi} の値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲については、この告示後定められることとなる総量削減基本方針における目標年度の前年度末までの間は、なお従前のとおりとする。

○りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲の一部を改正する件新旧対照条文(抄)

(傍線の部分は改正部分)

改正案

現行

一～三 (略)

一～三 (略)

別表第一

別表第一

整理 業種その他 番号	りん含有量 (単位一リットルに つきミリグラム)		備考
	(イ)	(ロ)	
二 畜産農業	八	三六	総面積が50㎡以上の豚 房施設を有するものにあ つては、第三欄の(イ)(ロ)の 値は、四〇とする。
	八	九	
五 部分肉・冷凍肉 製造業又は肉加 工品製造業	四	一六	
	四	一	
一〇 魚肉ハム・ソー セージ製造業	三	六	
	三	一・五	
二二 砂糖精製業	一・五	四・五	
	一・五	一	
三八 あん類製造業	三・五	九	
	三・五	一	
四七 配合飼料製造業	二	三	
	二	一	

整理 業種その他 番号	りん含有量 (単位一リットルに つきミリグラム)		備考
	(イ)	(ロ)	
二 畜産農業	八	四〇	
	八	九	
五 肉製品製造業	四	一六	
	四	一	
一〇 魚肉ハム・ソー セージ製造業	三	六・五	
	三	一・五	
二二 砂糖精製業	一・五	五	
	一・五	一	
三八 あん類製造業	三・五	一二	
	三・五	一	
四七 配合飼料製造業	二	三・五	
	二	一	

(略)	一〇二 窒素質・りん酸 質肥料製造業	二	一六	一	一六	(略)
(略)	一二二 有機化学工業製 品製造業(整理 番号一〇九の項 から前項までに 掲げるものを除 く。)	一・五	五	一	二	有機りん系農薬原体製造 工程にあつては、第三欄 (1)(イ)及び(ロ)の値は、それ ぞれ二、一六とする。
(略)	一三八 合成香料製造業	二	三・五	一	二	(略)
(略)	一三九 香料製造業(前 項に掲げるもの を除く。)	二	三・五	一	二	(略)
(略)	一四二 ゼラチン・接着 剤製造業(にか わ製造業を含む 。)	二	三・五	一	二	(略)
(略)	二〇二 金属製品製造業 (前項に掲げる ものを除く。)	二	五・五	一	三	(一) 溶融めつき工程(リ ん又はその化合物によ る表面処理施設を設置 するものに限る。)に あつては、第三欄(1)(イ) の値は、二・五とする。 (二) アルマイト加工工程 (りん又はその化合物 による表面処理施設を 設置するものに限る。)にあつては、第三欄 (1)(イ)及び(ロ)並びに(2)(ロ) の値は、それぞれ八、

(略)	一〇二 窒素質・りん酸 質肥料製造業	二	二六・五	一	二六・五	(略)
(略)	一二二 有機化学工業製 品製造業(整理 番号一〇九の項 から前項までに 掲げるものを除 く。)	一・五	五	一	二	有機りん系農薬原体製造 工程にあつては、第三欄 (1)(イ)及び(ロ)の値は、それ ぞれ二、二三とする。
(略)	一三八 合成香料製造業	二	四	一	二	(略)
(略)	一三九 香料製造業(前 項に掲げるもの を除く。)	二	四	一	二	(略)
(略)	一四二 ゼラチン・接着 剤製造業(にか わ製造業を含む 。)	二	四	一	二	(略)
(略)	二〇二 金属製品製造業 (前項に掲げる ものを除く。)	二	五・五	一	三	(一) 溶融めつき工程(リ ん又はその化合物によ る表面処理施設を設置 するものに限る。)に あつては、第三欄(1)(イ) の値は、二・五とする。 (二) アルマイト加工工程 (りん又はその化合物 による表面処理施設を 設置するものに限る。)にあつては、第三欄 (1)(イ)及び(ロ)並びに(2)(ロ) の値は、それぞれ八、

一六、六とする。

(略)	二〇四	電子回路製造業	一	二・五	一	二	備考
	二〇五	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	一・五	三	一	二	
(略)							民生用電気機械器具製造工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)(イ)及び(ロ)の値は、第三欄(イ)及び(ロ)の値は、それぞれ三、四・五とする。

別表第二

一七、六とする。

(略)	二〇四	プリント回路製造業	一	二・五	一	二	備考
	二〇五	電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。)	一・五	三	一	二	
(略)							民生用電気機械器具製造工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)(イ)及び(ロ)の値は、それぞれ三、四・五とする。

別表第二

(略)	五	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	四	一六	一	八	備考
	(略)						
(略)	二〇四	電子回路製造業	二	三	一	二・五	備考
	二〇五	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除	二	三	一	二・五	
(略)							民生用電気機械器具製造工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)

(略)	五	肉製品製造業	四	一六	一	八	備考
	(略)						
(略)	二〇四	プリント回路製造業	二	三	一	二・五	備考
	二〇五	電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業を含む。)	二	三	一	二・五	
(略)							民生用電気機械器具製造工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)

(略)	く。)、電気機 械器具製造業又 は情報通信機 械器具製造業								
(略)									
(略)									
(略)									
(略)									
(略)									
(略)									
(略)									

にあつては、第三欄(1)(イ)及び(ロ)並びに(2)(ロ)の値は、それぞれ六、七、六・五とする。

にあつては、第三欄(1)(イ)及び(ロ)並びに(2)(ロ)の値は、それぞれ六、七、六・五とする。